

ISO 推進者会議 (IPC) 会則

(名称)

第1条 本会の名称をISO 推進者会議とする。(略称 IPC : ISO Promoters Committee)

(目的)

第2条 本会はISO マネジメントシステムを組織内で有効に活用することを中心に、会員が抱えている諸問題の解決、新しい知識や技術の習得、そして会員のモラルアップと相互の親睦を図ることを目的として活動する。

(事業、事業年度)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 定例会：事例発表と討議、新知識導入のための研修などを行う。原則として偶数月に開催する。
- (2) 外部交流会：工場などを見学し、現地の人たちとの交流を行う。原則として年1回実施する。
- (3) 文殊の知恵サロン：会友も含めた自由度の高い意見交換の場とする。奇数月に開催する。
- (4) 専用ウェブサイト：会員の日常的な情報交換のため、ホームページなどのウェブサイトを運営する。

2 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まる1年間とする。

(会員、事務局)

第4条 本会はQMS など組織のISO マネジメントシステムの構築・推進に関わっている人を中心に、第2条の目的に賛同する人(法人・個人)を会員として受け入れる。会員は年度はじめに年会費を支払う。

2 本会の事務局を、株式会社 創生(医療法人社団 SEISEN 内)に置く。事務局は、会員の入退会に関連した事務、年会費の請求と徴収、また専用ウェブサイトの運営などを担当する。

(会員の種別、代理参加、会友)

第5条 本会の会員は「法人会員」を基本とし、別に「個人会員」を設ける。法人会員は年会費を所属組織が支払い、個人名を登録している会員で、法人側の事情により登録者名は変更される。年会費を個人で支払っている人は、個人会員とする。

2 法人会員は、本会の諸行事(幹事会等の会議を含む)への参加に当たり、登録者に代えて代理者を参加させることができる。

3 事情により退会した旧会員(人事異動で交代した法人会員の旧登録者を含む)は、本人が希望すれば「会友」として処遇し、一部の行事への参加、専用ウェブサイトへのアクセスなどを(条件付きで)受け入れる。

(年会費、臨時会費)

第6条 本会の年会費は法人会員が30,000円/1人、個人会員は24,000円/1人とする。法人会員で2名以上の会員名を登録する場合は、年会費として15,000円/1人を加算する。

2 年度の途中で退会しても、支払済の年会費は返却しない。年度の途中から入会した場合は、入会前の経過月数に応じて当該年度の年会費を割り引く。

3 講演会、合宿研修会など特別な行事に際しては、臨時会費を徴収することがある。

(休会)

第7条 転勤など所属組織側の事情で本会の行事に定期的に参加することができなくなった場合は、状況が回復するまでの期間を休会の扱いにすることができる。休会中は年会費の支払いは不要とする。

(体験参加)

第8条 入会前に本会の雰囲気を味わってみたいと思う人は、任意の定例会に1回、無料で参加することができる。

(運営、幹事、代表幹事、世話人)

第9条 本会は会員の希望やニーズを満足させることに焦点を合わせて運用する。

- 2 本会の日常の運営を効率的に行うため、若干名の「幹事」を置く。幹事の任期は2年とするが、再任は妨げない。
- 3 幹事の中の1名を「代表幹事」とする。代表幹事は幹事の活動を統括し、対外的に必要な場面では本会を代表する。
- 4 運営上必要であれば「世話人」を置くことができる。世話人は知識や経験を生かして本会の活動を補佐する。

(総会、定例会、運用チーム、幹事会)

第10条 年1回、新事業年度最初の定例会の前に総会を開催する。総会では過去1年間の活動を総括し、新年度の活動計画について合議決定するとともに、必要であれば幹事の改選を行う。

- 2 定例会は原則として各回のテーマを事前に決めておき、回ごとの「運用チーム」が事前の準備や当日の司会進行を担当する。運用チームは、すべての会員をいずれかの回に割り当てる形で年度初めに編成しておく。
- 3 定例会などの諸事業を円滑に実施するため、適時に幹事会を開催して必要な協議と意思決定を行う。幹事会は代表幹事が主宰し、幹事、事務局、世話人が参加する。

(会計)

第11条 本会の会計は事務局が管理し、毎月末の収支状況を定例会で報告する。事務局は事業年度末には決算を行い、次の総会で報告する。

(細則)

第12条 本会の運営に関する詳細については、別途細則でそれを定めることができる。細則は幹事会において起案決定し、直近の定例会でその経過と内容を報告する。

(会則の改訂)

第13条 会員は、会則の改訂を随時に提案することができる。提案内容は幹事会で検討し、結果を次の定例会で報告する。会則の改訂が必要になった場合は幹事会で改定案を作成し、会員の合意を得て改定する。

付 則 この会則は2021年4月9日から施行する。